

令和6年9月13日

上尾市教育委員会  
教育長 西倉 剛 様

上尾市立 [ ] 小学校  
校 長 [ ]

上尾市立 [ ] 小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書

標記の件について調査を行いましたので、下記の通り報告いたします。

記

1 対象児童

(学校名) 上尾市立 [ ] 小学校  
(学年・学級・性別) 6年 [ ] 組 [ ]  
(氏名) [ ] (以下Aとする)

2 いじめ事案の概要

(1) 認知日 令和4年6月8日(水)

(2) 関係児童 上尾市立 [ ] 小学校 6年 [ ] 組 [ ] (以下Bとする)  
上尾市立 [ ] 小学校 6年 [ ] 組 [ ] (以下Cとする)  
上尾市立 [ ] 小学校 6年 [ ] 組 [ ] (以下Dとする)  
上尾市立 [ ] 小学校 6年 [ ] 組 [ ] (以下Eとする)  
上尾市立 [ ] 小学校 6年 [ ] 組 [ ] (以下Fとする)

(3) 経過の概要

ア 6月8日(水)

放課後、Aの母は、教頭に「Aが [ ] クラブの時間に、複数の児童から責められて、嫌な思いをした」と連絡をした。

学校は、Aが心理的苦痛を感じていることから、いじめと認知した。また、学校は、いじめ対策チームを設置し、組織的な対応を開始した。

イ 6月9日(木)

Aの担任が不在だったため、教頭は、Aから聞き取りを行った。Aは、聞き取りの中で、B～Fの児童の名前を挙げた。

[ ] クラブ担当、6学年担任、教務主任は、B～Fの児童よりいじめの状況について聞き取りを行った。

いじめの状況としては、昨日、 [ ] クラブの時間に、Bがタブレットで録音操作をしていたところ、Aが誤って咳をしてしまった。このことをきっかけに、

BはAが咳をしたことに対して責めた。また、B及びEは、C及びD、Fに  
クラブの出来事について話をしたところ、C及びD、Fは、Aに対して、咳  
をしたことを責めた。

ウ 6月13日(月)

Aの担任は、B～Fより改めて聞き取りを行った。B～Fは、いじめの事実  
を認めた。Aの担任は、B～Fに指導をし、Aに対する謝罪の場を設けた。また、  
Aの担任は、B・Cの保護者に連絡をし、家庭での指導をお願いした。

Aの担任は、Aの母に連絡をした。Aの母はAの担任に、「Cは笑いながら謝  
罪をしていたので、Aは納得をしていない」と伝えた。Aの担任は、Aの母に再  
度Cに指導する旨を伝えた。

エ 6月14日(火)

Aは、不安で学校を欠席した。

オ 6月15日(水)

Aの担任は、Cに対して事実確認を行い、笑いながらの謝罪がないことを確認  
した。Aの担任は、Aに「CはAに、笑いながらの謝罪をしておらず、反省して  
いる」と説明した。Aはうなずいた。Aの担任は、Aのうなずきを対応について  
納得したものと捉えた。

放課後、Aの担任は、校門付近でAの母に、本日のCからの聞き取りについて  
直接説明をした。

Aは、Aの母に「学校の対応にまだ納得がいていない」と伝えた。すると、  
Aの担任は、Aに対して、「確認したことと異なることを言った」などと、通行  
人がいたにもかかわらず身振り手振りを交えながら大きな声で叱責した。

カ 6月16日(木)

Aは、昨日のAの担任による、大きな声での叱責が原因で欠席した。午後0時  
15分頃に、校長・教頭・Aの担任は、Aの父・母と面談を行った。

校長・教頭・Aの担任は、Aの父・母に対して、昨日、通行人がいたにもかか  
わらず身振り手振りを交えながら大きな声で叱責をしたこと及びいじめの対応  
について謝罪した。Aの父は謝罪に納得がいかず、Aの担任の行動について、A  
の担任を厳しく追及した。校長は、Aの担任の肩を抱える形で、Aの担任を退席  
させた。Aの父・母は、校門付近での叱責を含めたいじめに対するAの担任の対  
応とAの担任の肩を抱える形で、Aの担任を退席させた校長の対応に対して、納  
得がいかないまま帰宅した。

キ 6月17日(金)

教頭は、Aの母へ電話連絡を入れ、学校を欠席したAの状態と今後のAに対す  
る対応について話をした。その後Aの父から「Aが、不安で学校に行けなくなっ  
ているので、今後の対応について知りたい。」という内容の電話を受けた。

ク 6月20日(月)

Aの父は、学校に来校した。教頭は、Aの父から、校門付近での叱責を含めた  
いじめに対するAの担任とAの担任の肩を抱える形で、Aの担任を退席させた校  
長の対応に対する今後の対応について尋ねられた。

ケ 6月21日(火)

Aの父は、学校に連絡帳を届けに来校した。連絡帳には、「今のクラスを変えてもらいたい。今のクラスのままであれば、学校から飛び降りて自殺する。」と書かれていた。

コ 6月22日(水)

Aは登校できずにいる。学校は、Aが今後も登校ができないことや転校も考えている申し出があったことから、本事案をいじめ重大事態として対応することとした。

### 3 調査の概要

(1) 調査期間 令和4年7月1日(金)から令和5年11月22日(水)まで

(2) 調査組織及び構成員 上尾市立[ ]小学校いじめ防止対推進委員会

校長

教頭

教務主任

教諭

(学年主任・担任)

生徒指導主任

各学年主任

1年

2年

3年

4年

5年

養護教諭

教育相談主任

(3) 調査方法

主として、対象児童、保護者、教職員、関係する児童等を対象とした聴取

### 4 児童の状況(欠席等)

(1) 出席状況(令和5年2月)

R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
授業日数	15	19	21	13	5	20	21	19	17	16	18
欠席日数	0	4	12	13	0	2	14	8	0	1	1
遅刻日数	14	9	4	0	0	0	0	1	2	0	1
早退日数	0	0	0	0	1	3	2	1	0	1	1

(2) 現在の状況

Aは、2学期から上尾市立[ ]小学校に転校した。上尾市立[ ]小学校では、2学期始業式から登校できている。10月・11月に不安から欠席する日もあったが、教育センターでの面談や上尾市立[ ]小学校の教職員の支援もあり、不登校には至っていない。上尾市立[ ]小学校を卒業し、上尾市立[ ]中学校へ入学した。

上尾市立[ ]中学校では、入学当初から登校できている。上尾市立[ ]中学校の教職員の支援もあり、学校生活を送ることができている。

### 5 調査内容等

(1) A及びAの保護者への聞き取り等

ア 6月8日(水)

放課後、教頭は、Aの母から、「Aが[ ]クラブの時間に、複数の児童から責められて、嫌な思いをした」と報告を受けた。

イ 6月9日(木)

教頭は、AからB～Fから以下のように責められたことを聞いた。

・昨日[ ]クラブの時間に、Bがタブレットで録音操作をしていたところ、Aが誤って咳をしてしまった。そのことに対して、Bから、咳をしたことを責められた。

・B及びEは、C及びD、Fに[ ]クラブの出来事について話をした。

・Aは、C～Fからも、咳をしたことに対して責められた。

教頭は、Aに名前が挙がった児童から聞き取りをすることを伝えた。

ウ 6月13日(月)

Aの担任は、Aから改めて話を聞いた。教頭がAから聞き取った内容と同じであった。Aの担任は、B～Fに対して指導をし、謝罪の場も設定した。

放課後、Aの担任は、Aの母に、B～Fに指導をし、Aに対する謝罪の場を設定したことについて電話連絡をした。Aの母から、「Cは笑いながら謝罪をしていたので、Aは納得をしていない。」との報告を受けた。

Aの担任は、Aの母に、再度Cに指導することを伝えた。

エ 6月15日(水)

20分休み、Aの担任は、AとCの話し合いの場を設定した。

Cは、Aに以下のことを伝え、改めて謝罪した。

・関係ないことに口を出したのは悪かった。これからはしない。

Aの担任は、AにCは笑いながらの謝罪はしておらず、反省していることを説明した。Aはうなずいた。Aの担任は、Aのうなずきは、対応について納得したものだと言った。

放課後、Aの担任は、校門付近で、Aを迎えに来たAの母に、以下のことを報告した。

・Cが笑って謝っていないことについて確認をし、Aは納得をしたこと。

Aの担任が報告した後、Aは、Aの母親に、「まだ納得をしていない」と伝えた。Aの担任は、Aに対し、「確認したことと異なる発言をした」と感情的になり、Aに対して通行人がいたにもかかわらず身振り手振りを交えながら大きな声で叱責した。

オ 6月16日(木)

午後0時15分、校長・教頭・Aの担任は、Aの父・母に、校長室にて以下の内容を説明し、謝罪した。

・本いじめにおける対応についての詳細を説明。

・Aに対して、Aの担任が校門で通行人がいたにもかかわらず身振り手振りを交えながら大きな声で叱責したことは、適切ではなかったこと。

・校長は、担任の指導で、Aがうなずいたことで、Aが納得したと思込んでしまったこと。また、Aに対する理解が足りなかったこと。

- ・Aに対し、いじめの聞き取り内容などを一つ一つ丁寧に伝えるべきであったこと。
- ・いじめなどの問題行動が起きたら、加害側の家庭に連絡をして、保護者からも指導してもらうこと等が必要であったこと。

Aの父は謝罪に納得がいかず、Aの担任の行動について、Aの担任を厳しく追及した。校長は、Aの担任の肩を抱える形で、Aの担任を退席させた。Aの父・母は、通行人がいたにもかかわらず身振り手振りを交えながら校門付近での叱責を含めたいじめに対するAの担任の対応とAの担任の肩を抱える形で、Aの担任を退席させた校長の対応に対して、納得がいかないまま帰宅することとなった。

カ 6月17日(金)

午前8時45分、教頭は、Aの自宅へ電話をした。Aの母は、教頭に以下のことを伝えた。

- ・Aが、15日(水)の事がきっかけで、発熱、うなされる等の症状が出て、怖くて学校に行けない。

午後4時40分頃、Aの父は、教頭に「この件は、教育委員会も知っているのか。」と質問した。教頭は、Aの父に「                    クラブでのいじめの件として報告している。」と回答した。

キ 6月20日(月)

午前8時30分、教頭は、Aの父から、校門付近での通行人がいたにもかかわらず身振り手振りを交えながら叱責を含めたいじめに対するAの担任とAの担任の肩を抱える形で、Aの担任を退席させた校長の対応について質問を受けた。

ク 6月21日(火)

午前10時40分、Aの父は、学校に連絡帳を持参した。連絡帳には、以下のことが記載されていた。

- ・今のクラスをかえてもらいたい。
- ・Aが今のクラスであれば、学校から飛び降りて自殺する。

ケ 6月22日(水)

午前10時00分、教頭は、Aの母から、電話で以下の話を受けた。

- ・Aが違う学校に行きたいと言っている。
  - ・みんなの前で大きな声で叱られたことに対して担任を怖がっている。
  - ・毎年、アレルギーのことで友達に色々言われ嫌な思いをしている。
- 安心して通える学校ではない。

教頭は、Aの母に、「学校としては、                    小に通うために、どうしたらよいかという提案しか伝えられない」と回答した。

コ 6月23日(木)

23日(木)以降、Aの父・母は、電話で教頭に以下のことを伝えた。

- ・いじめをする一部の児童が許せない。
- ・担任のいじめに対する対応が許せない。
- ・担任にAが大きな声で叱責されたことが許せない。
- ・担任を擁護する校長が許せない。

- ・学校が変わらなければ、Aの転校を希望する。

サ 7月21日(木)

午前8時55分から午前9時40分まで、校長、教頭、Aの担任は、Aの父に、教育センターで、本件についての謝罪をするとともに、再発防止策について報告した。

A本人の意向も含め、Aの父は転校を強く希望した。

(2) B～Fへの聞き取り等について

ア 6月9日(木)

■■■■クラブ担当、6学年担任、教務主任は、B～Fから聞き取りをした。B～Fからの聞き取り内容は以下のとおりである。

- ・Bは、Aが咳をしたことに対して責めたことを認めた。
- ・B及びEは、C及びD、Fに■■■■クラブでの出来事について話をしたことを認めた。
- ・C～Fは、Aに対して、咳をしたことを責めたことを認めた。

上記のように事実関係を認めたため、Aの担任は、B～Fに対して、本件は、いじめ行為であることを伝え、相手が嫌がる言動はしないことを指導した。Aの担任は、Aに対する謝罪の場を設けた。また、Aの担任は、B・Cの保護者へ連絡し、家庭での指導を依頼した。

イ 6月15日(水)

20分休み、Aの担任は、Cに対して笑いながら謝罪をしたことについての事実確認を行った。Cは、そのような事実は認めなかった。Aの担任はCに対して、関係ないことに口を出したのは悪かったこと、これからはしないことについて指導した。

(3) アンケート調査(5月学校生活アンケート(記名式))

ア 実施日 令和4年5月10日(火)

イ 対象児童 6学年 ■■■名

ウ 調査結果(( )内数字は、回答した児童数)

- (ア) いやなことがあり、学校に行きたくないと思う日がよくある。(0)
- (イ) いやなことがあり、朝からお腹がいたかったり、頭がいたかったりする日が多い。(0)
- (ウ) 自分の持ち物をかくされたり、こわされたりすることがある。(0)
- (エ) 自分の名前が黒板や教室のかべなどにらくがきされていることがある。(0)
- (オ) 友だちに、自分のお金や持ち物をあげたりすることがある。(0)
- (カ) クラスの人に話しかけたときに“むし”されることが多い。(2)
- (キ) 何か失敗をしたり、まちがえたりすると、クラスで笑われることがある。(0)
- (ク) なかまに入れてもらえないことがある。(0)
- (ケ) 係の仕事などを押しつけられることがある。(0)
- (コ) いやな気持ちになる言葉を言われることがある。(0)
- (サ) かげ口を言われたり、とおくで笑われたりしていることがある。(0)

(シ) 友だちからたたかれたり、けられたりするところがある。(0)

(ス) けいたい電話・スマホのSNSサイト(ライン、ツイッター、フェイスブック等)に悪口などを書かれる。(1)

(4) 事後の対応

Aの担任は、(カ)(ス)に回答した児童に聴き取りをし、Aに対しての内容ではないことを確認した。Aは、本アンケートで特筆する箇所はなかった。

6学年の学級担任は、アンケートの詳しい状況や内容について確認した。また、相手が嫌がる行為や言葉遣いなどはしないことについて各学級で担任による指導を行った。

(5) 6・7月学校生活アンケート(記名式)

ア 実施日 令和4年7月12日(火)

イ 対象児童 6学年 ■■■名

ウ 調査結果

(ア) いやなことがあり、学校に行きたくないと思う日がよくある。(0)

(イ) いやなことがあり、朝からお腹がいたかったり、頭がいたかったりする日が多い。(0)

(ウ) 自分の持ち物をかくされたり、こわされたりするところがある。(0)

(エ) 自分の名前が黒板や教室のかべなどにらくがきされているところがある。(0)

(オ) 友だちに、自分のお金や持ち物をあげたりするところがある。(0)

(カ) クラスの人に話しかけたときに“むし”されること多い。(0)

(キ) 何か失敗をしたり、まちがえたりすると、クラスで笑われるところがある。(0)

(ク) なかまに入れてもらえないところがある。(0)

(ケ) 係の仕事などを押しつけられるところがある。(0)

(コ) いやな気持ちになる言葉を言われるところがある。(1)

(サ) かげ口を言われたり、とおくで笑われたりしているところがある。(1)

(シ) 友だちからたたかれたり、けられたりするところがある。(0)

(ス) けいたい電話・スマホのSNSサイト(ライン、ツイッター、フェイスブック等)に悪口などを書かれる。(0)

(6) 事後の対応

(コ)(サ)を回答した各児童に聴き取りを行い、Aにかかわる内容ではないことを確認した。Aは、学校を欠席しているため本アンケートを実施していない。相手の立場を考えることなど、該当児童に担任が指導を行った。

6 B～Fへの指導内容について

(1) 6月9日(木)

昼休み、教務主任、6学年担任、■■■■クラブ担任は、B～Fを呼び指導した。

(2) 6月13日(月)及び15日(水)

Aの担任、教頭は、B～Fを呼び指導した。上記日程で、事実確認をしたあと、関係児童に以下の指導をした。

ア Bへの指導内容

(ア) Aの咳が出ることは、誰でもあること。

- (イ) わざと咳をしたと決めつけて、言い寄ることは、相手を深く傷つけてしまうこと。
- (ウ) 体のことや深く傷つくことを言うことは、決してしてはいけないこと。
- (エ) 動画は取り直せばよいこと。
- (オ) Aが登校した際には、Aに、体のことや深く傷つくことを言ってしまったこと、これからは同じようなことは絶対に言わないことをそれぞれAに伝えなければならないこと。

イ Cへの指導内容

- (ア) 直接関係ないのに、会話に混ざり、Aが深く傷つく発言などを注意することもなく聞くことは決してしてはいけないこと。
- (イ) Aが登校した際には、改めて謝罪をすること。

ウ Dへの指導内容

- (ア) ■■■■■クラブであったことを口外しないこと。

エ Eへの指導内容

- (ア) 直接関係ないことに口をはさむことはおかしいこと。
- (イ) 1対多数になることで、より相手が深く傷ついてしまう恐れがあること。

オ Fへの指導内容

- (ア) 直接関係ないことに口をはさむことはおかしいこと。

7 今後のA及びB～Fへの支援方策

(1) いじめの再発防止に全力で取り組む

- ア Aと教職員との信頼関係を構築し、Aが安心して学校に通うことができる対応及び丁寧な学習支援をしていく。
- イ Aの保護者と連携を密に図りながら、学校と家庭での様子を把握し、少しの変化も見逃さないようにする。
- ウ 教育センターと連携して、Aに対する教育相談を定期的に行い、Aの心理的不安を把握する。そして、Aに寄り添いながら、その解決や解消を図っていく。
- エ 道徳や特別活動の充実を図り、児童全体に「いじめを許さない心」を醸成させる。
- オ 持病やアレルギーをもっている児童に対する理解を図るために、給食の時間などの指導を通して指導していく。

(2) B～Fへの支援方策

- ア 体のことや相手が深く傷つくことは決して言わないことを継続的に指導し、その後の見届けをする。
- イ 他の人を深く傷つける発言を注意もせず聞くことはしないことについて継続的に指導し、その後の見届けをする。
- ウ B～Fの保護者と連携を図りながら、指導したことを報告し、家庭からの協力をいただくように努める。

(3) 今後のいじめ対応に関する指導の徹底

- ア いじめに対しては、必ず複数対応で行う。
- イ いじめを受けた児童の話を十分に聞くため、担任だけで対応するのではなく、



学年教員、担任以外の教員、養護教諭、管理職等も対応する。

ウ いじめの被害児童及び加害児童から、丁寧に話を聞く。また、事実確認をする時は、複数の教師が対応し、不明な点があれば、教師がその都度確認していく。

エ いじめの対応は、迅速を第一とし、解決の見通しをもつ。

オ 子供は、例えば1対1の言い争いのケースに、事情も知らずに加担する時がある。そのような行為は、いじめに発展することがあることを認識させるとともに、確実に指導する。また、保護者連絡も必須とする。

カ いじめを認知した時は、即日ケース会議を開き、「誰が、何を、どうするのか」など、役割分担をしっかりと行い、全教職員で対応にあたる。

キ いじめを認知し、指導した後は、該当児童に言葉で振り返らせ、児童が理解しているかどうかを確認する。また即日、被害、加害児童の両家庭へ、連絡し、家庭からの協力をいただくように努める。

#### (4) 児童一人一人の状況把握の徹底

ア 児童一人一人の状況把握をするために、保護者と話し合い、子供が安心して学校に通えるように保護者と話し合いを深め、共通理解を図っていく。

イ 前年度までの児童の指導記録を全教職員で共通理解する。年度当初、書面上での確認に加え、今まで携った教職員からの情報提供の場の設定、管理職と新学年担当教員での指導方法の確認を行うことで、更に理解、共通理解を深めていく。

ウ 児童の特徴的な行動やそれを取り巻く集団の雰囲気など、各教職員が確認した状況を情報共有する場に加え、校内掲示板も活用して、随時、全教職員周知に努めていく。

エ 日々の管理職や養護教諭の朝の健康観察確認での教室巡回を始め、児童の心が不安定と想定される「学期始め、学期終わり、大きな行事の前」には、全教職員が、授業の空き時間を活用するなどして、校内を一巡し、児童及びクラスの状況を確認し、管理職等に伝える。

#### (5) 児童を指導する際の留意事項

ア 常に冷静な対応をし、児童の話をよく聞き、児童の心の声をしっかりとつかむ。

イ 教師による大きな声での指導は、慎んでいく。

ウ 傾聴を心がけ、児童が安心して話せる雰囲気を作る。該当児童には、ゆっくりと聞き取れるスピード、簡単な言葉などを使って、確認を行う。

エ 児童は「大丈夫」という言葉をよく使う。本当に大丈夫かどうか、複数の教職員で、複数回確認していく。

オ 児童には、保護者に連絡することの旨を伝え、自分から話せるよう指導していく。話せた場合は、その状況を保護者に対して、大いに褒め、保護者とも「褒める」連絡をとるよう普段から心がけていく。

#### 8 今後の当該学校におけるいじめに関する校長の所見

本件では、以下の指導及び支援が学校として至らず、その結果Aさんが転校を余

儀なくされたことを深く反省している。

- (1) アレルギーは、命に関わる重要なことであることを周囲の児童に理解をさせ正しい行動をとらせる指導。
- (2) 相手を思いやり、相手が嫌がる言動は決してしてはいけないという指導。
- (3) ボディーランゲージの意味することも含め、児童に寄り添い、共感的な態度で話を聴く支援。
- (4) 保護者との意思疎通を十分に図れるようにするためには、教師が丁寧な姿勢と言動で対応すること。
- (5) 担任教師の指導で至らなかった点について、校長として適切に指導するとともに、保護者へ丁寧に情報提供をすること。

以上の点について、配慮が足りず、また対応が十分でなかったことに対し、心から謝罪するとともに、私や担任を含めた教職員全員で、次のことに十分留意して、このようなことは二度と起こさないようする覚悟である。

まず、アレルギーに対する指導では、命に関わる重要なことであることを児童に理解させるために、担任による授業のみならず、養護教諭や栄養士、管理職による全教育活動を通して指導していく。

そして、「いじめはない」と思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童に「いじめは絶対許さない」ということを常に発信していく。

さらに、児童の話には親身になって対応し、表情や身振り手振りもしっかりと受け止めて、共感的に傾聴する。また、日頃から温かい言葉かけなどによるコミュニケーションを大切にしていく。

加えて、保護者や児童の考えや思いを、相手の立場に立って聞き、受けとめられるようにし、児童が困っていることや家庭の様子など、日頃からの声掛けや丁寧な説明を適宜行い、誠意ある対応をしていく。

児童、保護者から信頼回復のために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返り、教職員一丸となって、いじめの再発防止に全力で取り組んでいく。学校としては、引き続き、上尾市教育委員会、上尾市教育センターと連携して、いじめの被害児童及び保護者に対して、丁寧に支援していく。そして、学習支援や心理サポート、教室復帰に向けた支援なども引き続き実施し、登校できない児童に対し学校復帰ができる校内体制を整えていく。